

学校法人東京滋慶学園 横浜ベルエポック美容専門学校 学校関係者評価委員会 自己点検・自己評価 評価表

【令和8年5月26日実施】

令和7年度自己点検自己評価(令和7年4月1日～令和8年3月31 日)による

自己評価		自己点検・評価項目 総括	特記事項(特徴・特色・特殊な事情等)	評 価	学校関係者評価委員よりの御意見
自己点検・評価項目	優れている…3 適切…2 改善が必要…1			優れている…3 適切…2 改善が必要…1	
基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント					
小項目1-1 教育理念、目的及び目標の設定等			2.8	建学の理念に基づいた学校運営と教育活動について高い評価をいただいた。学生便覧やシラバスを活用した目標・目的の明確化や職業人教育の実践が評価されるとともに、変化の激しい時代においても実学教育・人間教育の重要性を再認識し、業界の将来を見据えた人材育成の充実に期待する意見をいただいた。	
1-1-1 教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科(コースを設置している場合はコースごと)ごとに育成する人材像を明確にしていること。	3	学園グループが掲げている「建学の理念」を基に学校の教育理念を策定している。この教育理念は開講の目的として具現化されており、本学開講に際して行政にも届け出をしている。 授業を受ける学生に向けて学生便覧、授業を受け持つ教員に向けて教育指導要領に目的・目標を明示しており、本校が実施する職業人教育に関して、入学・在学・卒後の一貫性を明確にしている。			本校教職員については学内での研修にて周知をしている。 授業を受け持つ講師については定期的に実施する講師会議にて周知をしている。 授業を受ける学生については年度初めに実施するオリエンテーションにて周知をしている。 また、外部評価として学校関係者評価委員会にて教育理念の説明を行い賛同を得ている。
小項目1-2 職業教育のマネジメント体制の整備			2.4	開校初年度として計画的な体制整備が進められていることについて評価をいただいた。また、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会を通じた継続的な点検・改善の仕組みについて理解を得るとともに、今後のさらなる教育の質向上と体制強化への期待が寄せられた。	
1-2-1 職業教育を推進(教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等)するために必要なマネジメント体制(以下「職業教育のマネジメント体制」という。)を整備し、有効に機能していること。	2	職業教育の推進のために、教務部長を中心にカリキュラムの編成を行い、学校責任者が承認を行う体制で臨んでいる。 令和7年度は開講初年度ということもあり、外部評価の受診のための準備を進めている。			職業教育の実践に関し、外部評価として「職業実践専門課程の認定」を一つの目安としている。 令和8年度は、学校関係者評価委員会(1回開催)、教育課程編成委員会(2回開催)を開催して、対外的な視点から職業教育のマネジメントが機能しているかご評価いただく予定。
基準2 教育課程、教育の実施、学修成果					
小項目2-1 教育課程の編成と授業科目			2.4	業界の変化に対応した教育の推進について評価をいただくとともに、今後増加が見込まれる外国人留学生への支援体制の充実や、多様化する社会に対応するための即応力・判断力、人間力を育成する教育への期待が寄せられた。	
2-1-1 学校の目的・目標及び育人人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。	2	卒業認定方針を踏まえ、学校の目的・目標及び育人人材像を実現するための教育課程編成をおこなっている。 具体的には、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置し教育課程を体系的に編成している。 養成施設指定を受けている学科については、指定規則に基づいて教科課程の編成を行っている。 開校初年度ということもあり、完成学科がないため、学年到達目標などの実施方針に課題がある。			本校で重視をしている、「即応力」を養うため、外部評価として現場有識者の意見を教育課程編成委員会にて聴取し、カリキュラムに反映していく。
2-1-2 教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。 【職業実践専門課程】	2	本校開校に際し、同じ美容教育を実施している姉妹校を参考に教育課程を編成した。令和7年度は準備期間として委員の選定と依頼を行い外部評価の受診と意見の聴取を予定している。			令和7年度の外部評価の受診はなかったが、令和8年度は5月に学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会を、10月に2回目の教育課程編成委員会を実施する予定である。
2-1-3 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	2	現在は開講初年のため、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの選定要件を満たしていないが、今後の国際化を鑑みて、グループ内の認定学科を持つ学校にヒアリングを行い、認定に向けての準備ができるようにしている。 現在の教育課程自体は、日本の法律に則った専門的な教育を核としているが、外国人留学生が日本社会を理解するには十分な内容と時間は設定されている。			外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定の前段として、職業実践専門課程の認定に向けて準備を進めている。

小項目2-2 教育課程の実施				2.9	シラバスに基づいた計画的な授業運営について評価をいただくとともに、産学連携による実践的な学びの充実と学修成果の発信への期待が寄せられた。また、オンデマンド教材の活用だけでなく、基礎・基盤教育の充実や個々の理解度に応じたきめ細かな指導を通じて、主体性や即応力を備えた人材育成を推進してほしいとの意見をいただいた。
2-2-1 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っていること。	3	授業はそれぞれの科目の形態に応じて適切に実施をしている。 授業理解を深めるために科目のシラバスはもちろんのこと、授業ごとのコマシラバスを作成し学生に周知をしている。 シラバスを緻密に作成することで、当初に想定していた進行がかなわないこともあるが、授業骨子である授業計画があるため、授業の進行調整を容易に修正することができている。 教務人員の制限があるため、学生の個別ニーズに十分に対応できない場面があるため、オンデマンド教材を用いたサポートなど整備をしていく。	授業評価方法はシラバスに明示しており、成績評価については評価基準を決めている。 成績表の提示の際は、「高等教育の修学支援新制度」の成績基準に準拠したGPAを用いている。		
2-2-2 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【職業実践専門課程】	3	実務家教員※を配し、実践的な職業教育を実践している。 特に実習や演習の授業では現場に即した卒業すぐに使える知識・技術を実務家教員※が享受している。 また、現場実習授業で企業連携を行い業界からのフィードバックを受けることができる。 ※「実務家教員」職業実践専門課程並びに修学支援新制度にて指定されている企業と連携した教員で専門実務の経験を持つ者を指す。	現場実習の実施期間に対して、学生募集の期限など対応が難しいことがあり、募集の工夫を模索している。		
小項目2-3 単位・卒業認定				2.2	初めての卒業生輩出に向け、卒業基準や成績評価基準の明確化と教職員間での共有の重要性について意見をいただいた。また、社会人基礎力の定義や到達目標をより明確に示すとともに、変化に柔軟に対応できる即応力や本質を捉える力を育成する教育への期待が寄せられた。
2-3-1 学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。	2	卒業要件を学則で規定し、その運用について学則施行細則にて周知をしている。 実際の運用は科目に即した方法にて実施をしている。 卒業認定方針に即した卒業認定の基準及び方法によって卒業認定を行っている。 また、現場から求められる職業能力、特に社会人基礎力の修得に今後も注力を行う。	美容師科については、養成施設指定規則に則った卒業要件も加味している。		
小項目2-4 学修成果目標の達成状況				2.8	学生一人ひとりの希望や適性、学習成果を踏まえた進路指導を継続するとともに、初めての卒業生を社会へ送り出すにあたり、学園グループのネットワークや企業との連携を最大限に活用した支援体制への期待が寄せられた。また、他校の事例や卒業生からの情報収集を積極的に行い、地域や業界のニーズを踏まえた進路支援の充実が重要であるとの意見をいただいた。さらに、学修成果については到達目標を明確化し、結果だけでなく学習過程や成長のプロセスを重視した評価・支援体制の充実への期待が寄せられた。
2-4-1 卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。）の学生の修得状況を把握し、評価していること。	3	学科・コースごとに職業能力の修得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価している。 学生の達成状況に差異があり、当初定めた目標到達への乖離が課題である。	卒業の認定は学則に明示しており、その具体的な方法は各科目のシラバスにて公表している。		
2-4-2 学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。	3	担任、就職担当の職員を中心とし、学生一人ひとりの進路希望を把握し、目標管理をしているが、学生の早い段階におけるキャリア設計のイメージを持たせることに工夫の余地を残している。 今後は、教科課程・教育目標、教育方針、学習成果の振り返りを実施し、教員研修にて、改善・向上に努めていく。 次年度より実施の学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会での意見を取り入れ学生の進路に関する目標の設定を行いたい。	学生の卒業後の支援について、学内求人閲覧や連絡ツールの整備や相談・指導の体制は既に整えてある。 また、同分野グループ校の実績として専門就職率が高いことから、教育基盤・内容の不備はないと考えている。		

基準3 学生の受入れ、学生支援					
小項目3-1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理				2.9	
3-1-1 入学者の受入方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	3	入試の方法、入学要件は学則に定めている。 また、具体的な入試の方法については募集要項に記載しており、本校ホームページにも記載をしている。 選抜の基準や手続きは、募集要項に記載しており、入試の際は評価表を用いて一定の水準で入学希望者を選抜できるようにしている。	本校ホームページや入学案内、募集要項に入試に関する全ての情報を網羅している。 また、学校説明会においても参加者に対して、受け入れの方針や入試情報については丁寧に説明をしている。		
3-1-2 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【修学支援新制度機関要件の確認】 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	2	入学希望者、出願予定者、出願者、受験辞退者、合格者、入学辞退者を日ごとに数値管理して適正に行っている。 また、留年復学に伴う学生数については教務部と連携して把握をするようにしている。	入学定員の順守を基本としており、留年や休学の学生などが出た場合の入学生の受けれについても、その方法手段の構築はできている。 開校1年目のため過度な留年・休学の学生は発生していないが、入学辞退や在校生の留年などの見込みに変動が生じており、学科によっては定員を超えた入学生を迎える結果となっている。	2.9	開校間もない学校でありながら、募集状況については今後の発展が期待できるとの評価をいただいた。また、ホームページや進路ガイダンス、オープンキャンパス等の広報活動に加え、在校生が学校生活や学びに満足し、自ら学校の魅力を発信できる環境づくりが重要であるとの意見をいただいた。今後も教育活動の充実を通じて学校の魅力向上を図り、継続的な学生募集につなげていくことへの期待が寄せられた。
小項目3-2 多様な学生に対する修学支援					
3-2-1 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生の修学に関する支援を行っていること。	3	公的制度を利用する学生や社会人経験がある学生に対して配慮・支援を行っている。 また、必要に応じて合理的配慮を行うことがある。 対象となる学生については、学内外の関係部署にて丁寧に対応をしているので、学生本人及び、保護者から一定の理解が得られ修学ができています。	合理的配慮において修学形態における本人の希望を聞いたうえで、学校としてできる配慮を提示している。 対象となる学生と学校が寄り添う形での修学形態になるように配慮・支援を行うことを方針としている。		
3-2-2 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	2	現段階では、外国人留学生の在籍がないことから、今後は積極的に受け入れていく方針を打ち立てている。 外国人留学生の受け入れに関しては、グループ校の実績を参考に教職員研修などで研鑽を積む予定である。	横浜に関しては東京出入国在留管理局の横浜支局が留学生のビザ発給・管理の中心となっていて、外国人留学生の種々の報告などは、東京都品川区にある東京出入国在留管理局と一線を画している。 また、神奈川県では「かながわ留学生支援コンソーシアム」など、行政が主体となって学国人留学生を受け入れるサポートを行っている。		
3-2-3 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	3	学内にて独自の奨学制度を用意している。 学費担当(学生サービスセンター)の職員が経済的側面に対する相談や情報提供を行っている。 日本学生支援機構の奨学金は、現在、学国人留学生の在籍がないことから、本校は対象から外れている。	現在は外国人留学生に対する学校独自の奨学制度があるが、限られた資源の中での実施となるため、他の奨学生制度の策定が必要となっている。		

小項目3-3 学生生活に関する支援				3	
3-3-1 カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	3	学園グループの専属カウンセラーの活用ができる学生相談室の整備を行っており、新規相談者、継続活用者が気兼ねなく安心して利用できるようになっている。 相談スペースは個室を用意し、環境的にも守秘義務が守られている。	昨今、学生の相談は多岐にわたっている。 特に学生の生命にかかわる相談内容に対しては、学生の家族への相談内容の開示や、医療連携などを視野に入れておくことを検討している。		
3-3-2 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	3	学生の健康診断については、学校保健安全法に基づき6月末日までには実施をすることになっている。実際には、毎年、4月実施を学校方針としている。1次検診の未受診者や健康診断の結果、2次検診受診対象者も発生することから、こちらについても再検診など適切な案内と受診履行に努めている。	健康診断の受診は学生にとっての義務行為であることを徹底周知する。 学園で運営している病院(内科・歯科)があり、所属医師が学校医も担っていることで学生の健康面でのサポート体制は整っている。		
小項目3-4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援				2.9	
3-4-1 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	3	学習相談や学生の自主学習での施設利用など柔軟に対応している。 定時的な学生状況を把握し、適切な支援・指導を実施している。 留年・休学に関しては、修学意欲の維持を目的とし定期的に面談・連絡を実施している。 また、退学希望者に関しては、早期に状況把握と対応を行っている。 学生との関わりが途切れないように支援を実施している。 学生に関する情報収集と事務処理に関しては的確に実施している。	学生の自主学習に関しては、今後、オンラインツールの活用も検討している。 学生のニーズを的確にとらえ、目的や動機づけを工夫する。 休学者等が、安心して復学できる方法を提示する。		
3-4-2 正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。	2	学内にクラブ活動の組織がないため、部活動の支援実績がない。これについては学生の要望調査を検討する。 社会貢献活動の一環として、美容・エンターテインメントの業界と連携した教育プログラムを展開しており、学生の現場実習の場として実践的な教育を行っている。	アシスタントプログラムと称した美容業界・エンターテインメント業界とのつながりによる現場参加型実習を実施することで、学生の知識、技術、モチベーションの向上につながるよう活用していく。		

基準4 教員・教育実施組織					
小項目4-1 教員の配置、募集、採用			3	学生の成長において教職員の果たす役割は大きく、学生理解や教育への熱意を持った教職員の育成・確保について期待する意見をいただいた。また、指導力の向上に加え、多様な経験や価値観を持つ教職員による教育を通して、学生が幅広い視点や柔軟な考え方を身につけられる教育環境の充実が重要であるとの意見をいただいた。	
4-1-1 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に運用していること。	3	学校教育法に加え、専修学校設置基準ならびに美容師養成施設指定規則に定められている教員を配置している。 また、上記の中には職業実践専門課程の要件を満たす実務家教員も含まれている。			業界での実績を考慮した採用を行っていて、今度より多彩な経験値と教育力の高い教員の採用と配置を計画していく。 学園グループの人事採用センターやグループ校のネットワークを活用した専任教員の募集についても行っている。
小項目4-2 教員の組織編制等			3	学園グループの整備された組織体制のもと、学校長をはじめとする管理職を中心に組織的な学校運営が行われている点について評価をいただいた。	
4-2-1 学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整備していること。	3	教育分野では教務部長を中心として、各学科に学科長を配して専門教育にあたっている。 また学生生活支援の側面から、入学事務、学費・奨学金、就職相談の専門部署を設置している。 各部署は、それぞれ定められた職務分掌に準じた業務を遂行している。 改正学校教育法に準拠するよう学内教職員の研修を年間通じて実施し、質実共に円滑な学校運営に向けた研修を実施している。			組織役割を設定し職員個々の主務業務を明確にすることで、役割分担を行っている。 学内の全教職員が参加する研修を実施することで、業務の共通言語が作出され、部署横断的な協力体制の構築ができています。
小項目4-3 教員の資質の向上			3	職業実践専門課程として、学校関係者評価委員会及び教育課程編成委員会の意見を今後の教育活動や学校運営の改善に活かし、継続的な教育の質向上につなげていくことへの期待が寄せられた。また、授業改善やクラス運営、シラバスの充実に向けた研修・研究活動に加え、教職員の指導力や人間力の向上を目的とした研修の実施について評価をいただいた。	
4-3-1 学校の授業の内容及び方法の改善を図るためのFD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	3	学園内にて定期的に教務研修が開催され教員の質向上に努めている。 キャリアに応じた研修を行い、ファカルティ・ディベロップメントに取り組んでいる。 教職員に関しては、改正学校教育法に準拠した研修(学習教授法、専門知識向上)を実施していく。			今春改正の学校教育法では、第132条の2や下部法令の専修学校設置基準の第40条の2にて、「専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と規定されている。
4-3-2 教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にやっていること。 【職業実践専門課程】	3	企業・業界団体が主催する専門分野の研修が比較的多く、教員の学びの機会が得やすい状況である。 そのため参加した教員が研修などで得た知識を授業に取り込んでいることが見受けられる。 また教員要件を付与する研修などもあり、研修に参加し修了した教員については法廷指定科目を受け持つことができるようになる。			教員が、企業が主催する美容技術研修会や理美容教育センターが実施する教員研修など計画的に研修に参加している。
4-3-3 教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にやっていること。 【職業実践専門課程】	3	教育研究機関が主催する指導力向上の研修があり、職歴、職階に応じた研修を計画的に受けるようにしている。 研修の内容によって、教員のみならず職員についても受講することで、組織として多角的に学生支援ができるよう計画している。			指導力向上のための研修として、カウンセリング研修やFD研修など教員歴や職階に応じた研修がある。
基準5 教育環境					
小項目5-1 教育環境の整備点検、改善等			3	学園グループの中長期的な計画に基づく教材・設備の充実に期待が寄せられた。また、美容業界の変化に対応できる人材育成に向けて、特色ある教育環境や先進的な設備の整備を推進していくことが重要であるとの意見をいただいた。	
5-1-1 専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。(補修、更新含む)	3	本校校舎は美容教育を実施するための専用設計となっており、専修学校設置基準を並びに美容師養成施設指定規則を要件を満たしている。 設備・機器備品についても上記法令に準拠している。 設備・機器備品などについては、減価償却期間を考慮し適切な入れ替え、修繕ができるよう中期的な計画に落とし込んでいる。			設備・機器備品の保守入替を実施については、学園が指定する中長期修繕と学校の判断で実施する計画修繕がある。 中長期修繕については学園が資金拠出を行うが、学校判断で行う計画修繕の実施に関しては資金計画も含めて計画していく。
小項目5-2 安全対策、防災組織			3	大規模災害を想定した避難訓練や防災体制の整備を継続し、学生の安全確保に努めることの重要性について意見をいただいた。また、地域との連携を意識した防災意識の向上と体制整備を進め、地域から信頼される学校づくりへの期待が寄せられた。	
5-2-1 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	3	学校安全計画、危機管理マニュアルを整備しており、防火管理責任者も選任している。 有事の際の対応組織も整備している。 有事の際の備えとして、年2回、学生に対し避難訓練、防災教育を教職員に対して実施している。			有事の際において非常勤講師の協力が必要となるので、防災教育ならびに訓練時には、非常勤講師も、職員と同様に学生の安全が確保できるよう避難方法について周知をして、実際に履行できるようにしていく。

基準6 教育活動の基盤と情報の公表					
小項目6-1 中期事業計画と財務基盤				3	学園全体の中期事業計画のもと、財務基盤の安定化と計画的な学校運営が行われている点について評価をいただいた。また、教育環境の整備や人材配置、広報活動等について計画的に運営されていることに加え、産学連携を通じて業界や社会の動向を把握しながら学校運営に活かしていく体制についても評価をいただいた。
6-1-1 当該専修学校の中期事業計画又は設置法人の中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	3	学園グループが定める5ヵ年計画を基に学校の事業計画において、定量的かつ定性的な目標に関して、5ヵ年を区切りとして中期計画を策定している。策定した中期計画については、毎年、計画の遂行状況の振り返りを行い、計画の遂行の実効性を確認し精度向上に努めている。また開校の目的は本校の設置承認申請書類にも掲げており、教育内容も計画に位置付けられている。	学校運営に関し5ヵ年計画を策定し実行している。5ヵ年計画においては各年度における学校のあるべき姿について、目標として定性的かつ定量的に定めたうえで学校運営を行っている。学校設置申請書類に相反しない運営ができており、法人とも共有がなされている。		
6-1-2 当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【修学支援新制度機関要件の確認】 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	3	修学支援新制度について、財政的な部分での不適はない。学校の運営については5ヵ年の目標を中心に財務計画を立てている。入学生の変化など収入の変化に影響を受けない基盤運営と収入に応じた設備投資運営に分けて運営をしている。情報公開資料として学園の財務状況を公表している。	学校の収支に関しては、当初の計画通りに遂行されている。法人財務についても、学園本部が中心となり、今後の設備投資においては、学校財政のリスクヘッジにも対応できるようにしている。		
小項目6-2 学校運営				3	学園グループとして共通の組織運営体制が整備されており、そのもとで学校長をはじめとする管理職を中心に組織的な学校運営が行われている点について評価をいただいた。また、開校初年度の学校として今後のさらなる発展に期待するとともに、現場経験を有する教職員の知見を活かしながら、教育活動及び学校運営の一層の充実を図っていくことへの期待が寄せられた。
6-2-1 学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。	3	広報、学費、就職、校務の部署として事務組織体制を整備しており、業務分担、責任体制も明確になっている。また、プロジェクトや会議・研修を通して組織横断的な連携体制を担保している。卒業・進級などの重要な学事の執行は学則の規定通り、校長の意思決定により行われている。	組織文化として、所属部署のみの業務遂行ではなく、サッカー型組織として柔軟な業務遂行を今後も実施する。適材適所の組織布陣を継続していくが、永続的な配置とはせず人材育成の観点も考慮し、適宜、配置転換を行っていく。		
6-2-2 学校運営に必要な知識・技能等を身に着け、意欲及び資質を向上させるためにSD(Staff Development)活動などの取組が行われていること。	3	適切かつ効果的な学校運営のために、教職員に対して、事業計画の読み合わせや学内外の研修を実施している。教育以外のキャリアに応じた研修を学園グループで行っており、職員が計画的に参加できるようにする。	学校教育法に規定されている通り、SD活動の一端として、部署・職階に合わせた研修も計画的に実施する。		
小項目6-3 社会からの理解と情報の公表				3	学校評価結果や教育活動、学校運営に関する情報を積極的に公開し、透明性の高い学校運営に努めている点について高い評価をいただいた。また、情報公開を通じて学生・保護者・高等学校・業界関係者との信頼関係の構築につながることへの期待が寄せられた。さらに、地域との連携活動についても評価をいただき、今後も地域行事への参加などを通じて地域とのつながりを深めていくことへの期待が寄せられた。
6-3-1 当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取り組んでいること。	3	自己点検・評価は、令和8年度より実施し公表する。それに伴い、学校関係者評価委員会も令和8年度から定期的に開催し、自治体等からの意見を積極的にカリキュラムに反映し、資質向上を目指す。学校・学科においては、産学連携教育を推進することで、社会全体からの理解を得る努力をしている。その他、公表が求められている教育情報について適切に公表し、説明責任を果たしている。	自己点検・自己評価に関しては開校初年度の令和7年度分から開始をし結果については自校ホームページにて公開していく。学校関係者評価委員会については、学校教育法の改正に伴い、今後5年間のうちに外部評価の受診に切り替えていくことも考えていくが、教育機関、産業界、自治体等からの意見聴取ができる仕組みを検討したい。美容業界においても、慢性的な人手不足があるため、質の高い人材輩出にて社会貢献をしていくことで社会からの理解を得ていきたい。		